平成２２年（フ）第９１６号
名古屋市天白区元植田１丁目109番地　パルティール元植田602号
破産者　秋田賀津泰
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２２５号
名古屋市中川区戸田西１丁目1808番地
破産者　加藤　正彦
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５０４号
名古屋市中川区野田１丁目385番地　パークホームズ高畑502号
破産者　小島　大吾
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１７号
神戸市東灘区深江北町１丁目７番20―308号
破産者　沖口　　久
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４０６号
札幌市北区篠路２条６丁目１番１号、開始決定時の住所札幌市東区北42条東17丁目４番８―1001号
破産者　大下　　博
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７８号
札幌市東区北28条東８丁目３番21号
破産者　山崎　勇夫
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６号
埼玉県草加市氷川町2152番地20　氷川中央ハイツＢ―102号
破産者　眞壁　　孝
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
埼玉県草加市氷川町2152番地20　氷川中央ハイツＢ―102号
破産者　眞壁　フミ
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
東京都八王子市上柚木３丁目５番地８―405、開始決定時の住所神奈川県相模原市橋本３丁目11番８―901号
破産者　前田　光榮
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１６９号
山梨県甲府市高室町556番地17
破産者　内藤　義文
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４２７号
静岡県田方郡函南町平井1740番地の757
破産者　難波　　進
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
大津市清和町19番地20、開始決定時の住所大津市大物472番地の１
破産者　木村二三子
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３１号
大津市里３丁目１番85号
破産者　長岡一夫見
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９１号
滋賀県甲賀市水口町神明５番８―201号、前住所滋賀県野洲市近江富士２丁目10番８号
破産者　柳本　和司
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０８号
滋賀県湖南市石部東１丁目１番18ー105号
破産者　呉山慶煥こと　呉　　慶煥
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５７３号
奈良市朱雀５丁目１番地の１　平城朱雀第２住宅50―203、開始決定時の住所奈良市朱雀５丁目１番地の１　平城朱雀第２住宅53―102
破産者　奥山　宏樹
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
京都市南区吉祥院定成町30番地　ピュールシャトー204、開始決定時の住所京都市右京区梅ケ畑高鼻町10番地７
破産者　新里　　宗
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８４号
長崎県長崎市錦２丁目２番23号
破産者　中村　百樹
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
熊本市八王寺町51番１―302号、開始決定時の住所熊本市新大江１丁目25番27―1302号
破産者　木村　聰司
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部